(大学) (1986年 - 1981年) (1986年)	区の		一般住宅地区 変更: H9.9.16告示(地区面積の増)	運 用 基 準	————————————————————— 高橋地区計画	
1.0 (1.0 元、	5 分				IN OF HIE	
数数域			(1)住宅、共同住宅(各住戸の専用面積が40㎡以上のものに限る)、寄宿舎又は下宿 (2)兼用住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものに限る) (3)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の 3で定める用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡ 以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く) (4)診療所 (5)病院	また、共同住宅は2以上の住戸を有する一の建築物で、住戸間は完全分離しているが、廊下・階段等を共有する形式のもので、法2条1号の特殊建築物に該当し、廊下・階段等も共有しない長屋とは異なる なお、共同住宅(長屋含む)の各住戸の専用面積を40㎡以上に限定したのは、学生が想定されるワンルームのアパートを排除するため (2)事務所、店舗の面積は50㎡以下、かつ、住居面積≥(延べ面積/2>以内(政令130条の3)		
ただし、交換・入業機関を対す事情的ののでである必要とは国土を製造をの	-	 動州而語		┃   住宅   共同住宅及び兼田住宅などが相定される建築物の相増を考慮   土地の細分化時止の	)ため是併限度を設定	
<ul> <li></li></ul>		【条例第7条】	ただし、 <u>交番、公衆便所</u> 及び政令第130条の4で定める公益上必要な建築物は除 く 【条例第14条】:除外規定	住宅、共同住宅及び兼用住宅などが忠定される建築物の規模を考慮し、工地の補方化的正の	<b>7/こβ) 販仏阪及を設定</b>	
(第4)中の会) (18. 当時代等の表現上とする。	建			┃ ┃(1)山灾笙…地伐け笙の庄而穂に質えされる山灾のことなど┃ 建築物にけ属する物署±山		
第個においておいて、ボーチのは無から連絡の保持するもの原列では、大きな経験に対している。	3	<b>生间夜返</b> 【条例第8条】	は、当該各号に掲げる数値以上とする (1)道路境界線(隅切部分を除く)2.0 m (2)道路境界線(隅切部分に限る)1.5 m (3)その他の敷地境界線1.2 m	窓等に含まれる 出窓等が垂直方向に重複する場合は、1ヶ所のみカウント ただし、S61住宅局建築指導課長通達で、床面積に算入されない出窓及び雨戸、戸袋、窓 格子等については壁面後退の対象外とする		
を開き、	物		(2)玄関等のポーチ部分で、ポーチの柱面から道路境界線までの距離が1.2m以上あるもの (3)建築物に附属する門、門袖その他これらに類するもの	面線による建築制限)により、高さ2m以下であること (4)高さ3mはワゴン車程度を想定し、面積36㎡は乗用車2台分を想定 (5)独立する物置(一般に市販されているものを含む)で、当該部分の合計が5㎡以内とは、外	↑     · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
接来後の・一部がの高いました。			(5)軒の高さが2.3m以下の物置等で、かつ、当該部分の床面積の合計が5㎡以内のもの	ただし、空調屋外機、受水槽、キューピクル等の設備機器については、周囲に植栽を施すことを条件に、高さ2.3m以下のものについては適用外とし、2.3mを超えるものについては、物置と同様の制限とする	敷 地 地 境 会属柵類を併用する場合 ***	
(利) (日本の構造		【条例第9・10条】	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が4m以下の範囲にあっては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が4mを超える範囲にあっては、当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10		2.0m以上 物置 ***********************************	
■ 形態・意匠 1 建築物の形態又は意匠は、次の各号に掲げるものとする (1)連条物の屋根及び外壁は、原色を避け、落ち着いた色間とする (2)連条物の屋根及び外壁は、原色を避け、落ち着いた色間とする (2)連条物の屋根及び外壁は、原色を避け、落ち着いた色間とする (2)連条物の屋根及び外壁は、原色を避け、落ち着いた色間とする (2)連条物の屋根は、健静屋根とする (2)重条型の屋根は、健静屋根とする (2)重条型の屋根は、健静屋根とする (2)重点で表示直積の合計は、概ね1m以下 とする (2)連系型の屋根は、健静屋根とする (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	す	【条例第13条】: 市長が公益上必要が 市環境を害するおっ での規定は、適用	除外規定 な建築物で、用途上もしくは構造上やむを得ないと認め、又は地区計画の区域内の良好な都 それがないと認めて許可したもの及びその敷地については、上記の条例第4条から第10条 しない		外壁後退の緩和規定	
垣・柵の構造	。 る 事		1 建築物等の形態又は意匠は、次の各号に掲げるものとする (1)建築物の屋根及び外壁は、原色を避け、落ち着いた色調とする (2)建築物の屋根は、傾斜屋根とする 2 屋外広告物等は、美観、風致を害しない自己用のものとし、その設置位置は 道路境界線から1m以上後退させるとともに、表示面積の合計は、概ね1㎡以下	なお、外壁の基調色は、多賀城市景観計画に示す色相と彩度とするただし、複数の色彩やアクセント色を用いる場合は、相互に調和して、周囲と違和感のない色彩とする(2)傾斜屋根…概ね10%以上とするただし、傾斜屋根の水平投影面積が屋根全体に占める割合を概ね50%以上とする	真北方向	
用途地域			し、かつ、道路境界線から0.6m以上後退し、その構造は、次の各号に掲げるものとする (1)生垣の前面(道路側に限る)に植栽を施す (2)金属柵類を併用する場合は、透視可能なものとし、生垣から後退した位置に設ける (3)土留擁壁又は基礎を設ける場合は、その高さは道路面から0.6m以下とする (4)土留擁壁又は基礎は、道路境界線から0.6m以上後退し、その前面に植栽を施すただし、その材料がコンクリート等のときは、コンクリート面に化粧又は地被類を施すか化粧ブロックとした場合は、この限りでない (5)道路に接してあらかじめ植栽帯が設置されている場合は、その植栽帯から後退した位置に生垣を設ける 2 門又は門袖を設ける場合は、道路境界線から0.6m以上離すとともに、その構造をコンクリート造又はコンクリートブロック造とするときは、化粧を施す	1 1.5mの基準値は"概ね"とし、厳密な取扱いに留意するまた、生垣の成長で基準高さを超えた場合まで追跡する必要はない (1)2段植栽を誘導 (2)金属柵のみは不可 かき又はさくのみは可 両方併設は可金属柵は、宅地側に設置する透視可能とみなす透過率(開口率)は、正面から見た透過率を概ね50%以上とする (4)土留め擁壁が、コンクリート等のときで地被類を施すか化粧ブロックとした場合は、 <u>道路境</u> 界線から0.6m以上後退しなくてもよい 化粧又は化粧ブロックに出来ないときは、シダやつたなどの地被類でも可 (5)土地区画整理事業により植栽等が予め施された場合を想定したもの	1.5m以下   1.5m以下	
		用涂地域			0.6m以下【	
			77			